

熊本県漁港漁場関係補助事業  
実施要領

熊本県農林水産部水産局  
漁港漁場整備課

# 熊本県漁港漁場関係補助事業実施要領

## (目的)

第1条 熊本県漁港漁場関係補助事業（以下「事業」という。）を適正に実施し、補助金交付事務を適正に処理するため、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

## (対象事業)

第2条 対象事業は、別表のとおりとする。

## (補助金等の交付申請)

第3条 要項第6条第2項第1号に規定する事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。

## (補助事業等の内容等の変更)

第4条 要項第8条第2項に規定する事業変更計画書は、別記第1号様式を準用するものとする。

## (補助金交付決定前着手)

第5条 要項第9条第1項に規定する補助金等交付決定前着手承認申請書は、別記第2号様式によるものとする。

## (事業の完了)

第6条 要項第13条第2項第1号に規定する事業実績書は、別記第3号様式によるものとする。

## (処分制限期間)

第7条 要項第17条第1項に規定する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

## (雑件)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 対象事業一覧

- 1 水産流通基盤整備事業
- 2 水産物供給基盤機能保全事業
- 3 水産生産基盤整備事業
- 4 漁村再生交付金事業
- 5 漁業集落環境整備事業
- 6 漁港漁場施設災害関連事業
- 7 漁港施設機能強化事業
- 8 港整備交付金事業
- 9 海岸保全施設整備事業
- 10 漁港機能増進事業

別記第1号様式（第3条、第4条関係）

（事業名）事業計画書  
（変更計画書）

- 1 事業の目的
- 2 事業主体
- 3 事業計画総括表

事業の施工場所			事業主体	事業費	工事費	間接補助事業に要する経費	補助事業等に要する経費	補助率	負担区分				備考
漁港名 又は 地区名	漁港名 ・種類 ・漁場名	所在地							国費	都道府 県費	市町村 費	その他	
				円	円	円	円		円	円	円	円	

備考

- 1 事業の施行場所欄には、漁港名、種類及び漁港の所在する市町村名（字名を含む。）を記載すること。  
また、その他の事業については、地区名及び関係市町村名（字名を含む。）を記載すること。この場合において、漁港施設の整備又は漁港の保全に係るものは、漁港名及び種類を記載すること。
- 2 事業主体欄には、複数の事業主体があるときは、すべての事業主体を記載のこと。
- 3 補助率欄には、複数の補助率があるときは、すべての補助率を、負担金の場合には負担率をそれぞれ記載すること。
- 4 間接補助事業に要する経費欄には、間接補助事業についての負担区分の国費、都道府県費、市町村費及びその他欄の額の合計額を記載すること。

- 5 補助事業等に要する経費欄には、直接補助事業等については、負担区分の国費、都道府県費、市町村費及びその他欄の額の合計額を記載すること。  
また、間接補助事業については、負担区分の国費及び都道府県費欄の額の合計額を記載すること。
- 6 負担区分（国費、都道府県費、市町村費、その他）欄には、事業費の欄の金額に対するそれぞれの負担金額を記載すること。
- 7 備考欄には、漁協等が事業主体となる場合の仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ地区ごとに記入すること。  
また、公害防止事業費事業者負担法(昭和 45 年法律第 133 号。以下「事業者負担法」という。)の規定による事業者負担金を記載すること。

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 様

（申請者）市町長

農山漁村地域整備交付金交付決定前着手届

農山漁村地域整備交付金実施要綱第6の規定により、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前着手いたしたいので、お届けします。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別紙

- 1 農山漁村地域整備計画の名称
- 2 事業名（事業メニュー、事業型、事業箇所名（地区名））
- 3 事業実施主体
- 4 関係市町村
- 5 計画期間内の事業内容及び総事業費
- 6 当該年度の事業内容、事業費及び国費
- 7 着工予定年月日
- 8 完了予定年月日
- 9 交付決定前着手を必要とする理由

（事業名）事業実績書

1 漁港別又は地区別事業実績表

事業名	漁港名 又は 地区名	事業主体	交付決定			計 画					実 績					備考
			番号	年月日	変更年月日	事業費	負担区分				事業費	負担区分				
							国費	都道府県費	市町村費	その他		国費	都道府県費	市町村費	その他	
						円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

備考

- 1 交付決定の変更年月日欄には、最終の変更年月日を記載すること。
- 2 計画（事業費、負担区分（国費、都道府県費、市町村費、その他））欄には、最終承認等のあった金額を記載すること。
- 3 複数の事業主体があるときは、事業主体ごとに記載の上、それらの合計額を記載すること。

2 事業完了年月日

年 月 日

### 3 事業実績総括表

漁港名 又は 地区名	事業 主体	工種	事業 費	工事 費	工事費内訳						国費内訳					
					本工事 費	付帯工 事費	測量試 験費	用地補 償費	船舶機 械器具 費	営繕費	補助 率	交付 決定 額A	既受領 額B	不用額 A-B	精算額 C	返還額 B-C
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

#### 備考

- 1 複数の事業主体があるときは、事業主体ごとに記載の上、それらの合計を記載すること。
- 2 事業費欄及び工事費欄には、複数の補助率があるときは、補助率の高い順に補助率ごとの小計額を内訳として記載すること。
- 3 工事費内訳に掲げる事項欄には、工種欄に対応する工事費を記載すること。
- 4 国費内訳の交付決定欄には、最終の交付決定額を記載すること。

#### 4 工事費実績内訳表

事業名		漁港名又は地区名	
-----	--	----------	--

事業 主体	費目	工種	計 画		実 績		契 約 年月日	契約 工期	工事完了 年月日	検 査 年月日	検査員 職氏名	備考
			数量	金額	数量	金額						
				円		円						

#### 備考

- 1 工種欄及び計画の数量、金額欄には、最終承認等のあったものを記載すること。
- 2 実績の数量、金額欄には、工種欄、計画（数量、金額）欄に対応して事業実施した実績の数量及び金額を記載すること。
- 3 契約年月日欄には、当初の契約年月日を記載すること。
- 4 契約工期欄には、契約した工期を記載すること。契約変更をしたときは、契約変更後の工期を記載すること。
- 5 水産生産基盤整備事業のうち漁場の保全のための事業においては、地区別に事業の経過及び完了を証するに足る写真及び図面を添付すること。
- 6 工事完了年月日欄には、工事完成届に基づく工事完了年月日を記載すること。